

令和6年度三戸地区環境整備事務組合

会計年度任用職員募集要項

○ 会計年度任用職員

- ① フルタイム会計年度任用職員
常勤職員と同様の勤務時間 週38時間45分
- ② パートタイム会計年度任用職員
上記①以外

○ 勤務条件

- ① 任用期間は令和6年度の1会計年度内です。ただし、全て条件付採用とし、1月間（フルタイム会計年度任用職員の場合）が良好な勤務成績であった場合に、正式採用となります。
- ② 給料手当等は職種により、月額・日額・時間額の支給となり、時間外勤務手当・通勤手当・期末手当・勤勉手当が支給される場合があります。
- ③ 勤務時間に応じて健康保険（共済組合短期組合員）・厚生年金保険・雇用保険の適用となります。このほか、フルタイム会計年度任用職員であって、任用期間が引き続き6月を超えた場合は、退職手当の支給対象となり、雇用保険の資格を喪失します。
- ④ 災害補償は、労働者災害補償または非常勤職員公務災害補償の適用となります。
また、フルタイム会計年度任用職員であって、再度の任用により、任用期間が1年を超えた場合は、地方公務員災害補償基金により補償されます。
- ⑤ 休暇等は、年次有給休暇、忌引、産前産後などの特別休暇があります。
- ⑥ 服務については、地方公務員法の守秘義務・信用失墜行為の禁止・職務専念義務・営利企業への従事等の制限（フルタイム会計年度任用職員のみ）などの規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- ⑦ 全ての会計年度任用職員は、人事評価の対象となります。任用期間ごとに客観的な能力の実証を行った上で任用することになるため、再度の任用にあたっては、人事評価結果を任用の判断要素として活用します。
- ⑧ 身体障害者手帳及び愛護手帳（療育手帳）並びに精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方でも受験できます。
- ⑨ ひとつの職種の中に複数の施設がある場合には、最終的な勤務地は当組合が決定します。

○ 受験資格

次に掲げる項目のいずれかに該当する人は受験できません。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ② 南部町、三戸町、田子町及び三戸地区環境整備事務組合の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

○ 受験に必要な書類

受験に必要な書類は以下のとおりです。

- (1) 採用試験申込書
- (2) 履歴書
- (3) 応募条件に資格等が記されている職種については、免許証等の写し。

○ 申込方法

受付期間内に、受験に必要な書類を下記受付場所に持参または郵送（当日消印有効）してください。

なお、受験書類を郵便で送付する場合には、封筒の表面に「会計年度任用職員受験書類在中」と朱書し、三戸地区環境整備事務組合事務局宛に郵送してください。

【受付期間】

令和6年3月18日（月）から令和6年4月10日（水）まで（土・日曜日除く）

【受付時間】

午前8時15分から午後5時まで

【受付場所】

- ・三戸地区環境整備事務組合 事務局
- ・三戸地区クリーンセンター（三戸郡三戸町大字斗内字上高間館23）

○ 採用試験

令和6年4月15日から19日頃に面接試験を予定しています。日時や場所については、後日通知します。

○ 問い合わせ先

三戸地区環境整備事務組合 事務局
〒039-0105 青森県三戸郡南部町大字沖田面字千刈 45
電話 0179-23-0567

○ 募集する職種・内容

・一般行政事務 1人（フルタイム会計年度任用職員）

【任用期間】令和6年5月1日から令和7年3月31日まで

【勤務場所】事務局

【勤務内容】三戸地区環境整備事務組合の一般行政事務に従事します。

【勤務日】週5日（祝日等を除く）

【勤務時間】8時15分～17時(休憩1時間)／週38時間45分

【給料等】月額 162,100円

【手当等】通勤手当（距離による）・期末手当・勤勉手当

【休暇】年次休暇及び特別休暇

【加入保険等】共済組合（健康保険）・厚生年金・退職手当組合・労災保険等

【備考】